

# 秋田県公報

## 目次

告示

- 保安林予定森林の指定通知(三二四・森林整備課)……………1
- 道路区域の変更(三二五・道路課)……………1
- 道路の供用開始(三二六・道路課)……………1
- 証紙売りさばき人の指定(三二七・会計管財課)……………2
- 河川区域の変更による廃川敷地等(三二八・秋田地域振興局建設部)……………2

公告

- 特定調達契約に係る落札者の決定(環境整備課)……………2

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道	新		象潟矢島線	にかほ市象潟町小滝字大野地六番二地先から横岡字昭和台四〇番四まで	一〇・〇〇〇〇三三・一〇〇	一・六一四
			象潟矢島線	にかほ市象潟町小滝字大野地六番二地先から横岡字昭和台四〇番四まで	一一・〇〇〇〇四一・一〇〇	一・六一四
		B		にかほ市象潟町小滝字大野地八一番一から八一番二まで	一一・〇〇〇〇一三・五〇〇	〇・二二三

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
  - (二) 期間 平成二十年七月二十五日から同年八月七日まで

### 秋田県告示第三百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十年七月二十五日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	象潟矢島線	A にかほ市象潟町小滝字大野地六番二地先から横岡字昭和台四〇番四まで

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成二十年七月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

	B
	にかほ市象潟町小滝字大野地八一番一から八一番二まで

## 告 示

### 収用委員会告示

- 収用の裁決手続の開始の決定(九)……………2
- 土地収用事件の審理の開始(十)……………2
- 収用委員会の公示による通知……………2
- 土地収用事件の審理開始の公示による通知……………3

### 秋田県告示第三百二十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 北秋田市森吉字森吉沢・字丹瀬沢・字小滝沢・字大印沢・字尻高沢・阿仁比立内字鏝内沢(以上六字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定施業要件

### 秋田県告示第三百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年七月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

### (一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鏝内沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年七月二十五日から同年八月七日まで

秋田県告示第三百二十七号

秋田県証紙条例(昭和三十三年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
大館市字赤館一番地 有限会社鈴木商店	大館市字赤館一番地	平成二十年七月十七日

秋田県告示第三百二十八号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 岩見川
- 二 廃川敷地等が生じた年月 平成十七年 六月二十四日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
秋田市河辺大沢字川向五番から 秋田市河辺大沢字中島百六十五番まで	土 地	二、四五八・一 三平方メートル

関係図面は、秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成二十年七月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量  
能代産業廃棄物処理センター汚泥除去業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
秋田県生活環境文化部環境整備課 秋田市山王四丁目一番一  
号
- 三 落札者を決定した日  
平成二十年六月三日
- 四 落札者の名称及び住所  
広瀬興業株式会社 宮城県仙台市宮城野区中野字新田七十三番地の三
- 五 落札金額  
四千四百二十五万五千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
平成二十年四月二十二日

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成二十年七月二十五日

秋田県収用委員会会長 平川 信夫

- 一 起業者の名称  
国土交通大臣 冬柴 鐵 三
- 二 右代理人 東北地方整備局長 久保田 勝
- 三 事業の種類  
一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目
秋田県北秋田市森吉字 森吉家ノ前	八十一番三	公 簿 田

地 積 (平方メートル)	実 測	収用しようとする土地の面積(平方メートル)
三三・〇〇	三三・七五	三三・七五

土地の所在	地 番	地 目
秋田県北秋田市森吉字 森吉家ノ前	九十八番五	公 簿 田

地 積 (平方メートル)	実 測	収用しようとする土地の面積(平方メートル)
六・六一	六・六三	六・六三

四 土地所有者の氏名及び住所

現住所不明 ただし住民登録上の住所  
秋田県北秋田市阿仁前田字下山根十六番地一  
吉田 法 仁

- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した日  
平成二十年七月十六日

秋田県収用委員会告示第十号

秋田県収用委員会は、起業者国土交通大臣から平成二十年五月二十六日に申請のあった一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号）第六条の規定に基づき、公告する。

平成二十年七月二十五日

秋田県収用委員会会長 平川 信夫

一 審理開始の期日 平成二十年十月二十九日 午後二時三十分

二 審理開始の場所 秋田市山王四丁目二番十二号

ルポールみずほ 三階 芙蓉の間

**収用委員会の公示による通知**

**収用委員会の公示による通知**

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局（秋田県建設交通部建設管理課）に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成二十年八月十六日をもってその通知があったものとみなされる。

平成二十年七月二十五日

秋田県収用委員会会長 平川 信夫

一 事件名

一級河川米代川水系小又川森吉山ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件

二 通知書の名称

平成二十年七月十八日付け秋収委一七十一「審理の開始について（通知）」

三 通知を受けるべき者

秋田県北秋田市森吉字森吉家ノ前八十一番三、同字九十八番五の土地の所有者

吉田 法 仁

住所不明 ただし、住民登録上の住所は、秋田県北秋田市阿仁前田字下山根十六番地一

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp  
松原繁雄